○えびの市自主防災組織活動支援補助金交付要綱

(令和2年3月18日えびの市告示第19号)

(趣旨)

第1条 この告示は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、 自治会又は自治会が連合して設置する自主防災組織(以下「自主防災組織」という。) の防災活動及び防災資機材の整備を促進し、防災体制の強化を支援するための補助金 (以下「補助金」という。)の交付に関し、えびの市補助金等交付規則(昭和51年え びの市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定め るものとする。

(定義)

第2条 この告示において「地区防災計画書」とは、災害時における自主防災組織の活動 を着実に実行することを目的として、地域の特性を踏まえ、自主防災組織の体制、平常 時及び災害時における行動等をまとめた自主防災組織が作成した計画をいう。

(補助対象事業)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業は、自主防災組織が実施する次の事業とする。
 - (1) 防災資機材購入等事業
 - (2) 防災倉庫設置事業

(補助金の額等)

第4条 前条の事業の補助金の額等は、別表第2のとおりとする。この場合において、その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を申請しようとする自主防災組織の代表者(以下「補助事業者」という。)は、規則第3条に定める補助金交付申請書に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3条第1号に掲げる事業については、当該事業完了後の提出も可とする。
 - (1) 防災資機材購入等事業 防災資機材の購入等の品目の明細及び費用が確認できる書類、地区防災計画書その他市長が必要と認める書類
 - (2) 防災倉庫設置事業 設置位置図、倉庫の構造及び規模が確認できる書類、見積 書並びに地区防災計画書その他市長が必要と認める書類

(事業の実績報告)

- 第6条 補助事業者は、補助金の交付を申請した事業が完了したときは、規則第14条に 定める補助事業実績報告書に次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める書 類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 防災資機材購入等事業 領収書(明細が確認できるもの)の写し及び購入した 防災資機材の写真並びに市長が必要と認める書類

(2) 防災倉庫設置事業 領収書(明細が確認できるもの)の写し、整備後の防災倉庫の写真及びその設置位置図並びに市長が必要と認める書類(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

防災資機材	品目
情報収集・伝達活 動資機材	ハンドマイク、携帯型無線機、ラジオ、腕章等
消火活動資機材	消火器、水バケツ、ヘルメット等
水防活動資機材	防水シート、シャベル、つるはし、スコップ、杭、土のう袋等
救出活動資機材	バール、はしご、のこぎり、ジャッキ、ハンマー、ロープ、チェンソー、防煙・防塵マスク等
救護活動資機材	担架、救急セット、テント、毛布、シート等
生活維持活動資機 材	炊飯設備、食料、鍋、コンロ、給水タンク、リヤカー、発電機、 投光器等
その他資機材	防災上有効なものとして市長が認める資機材

別表第2(第4条関係)

事業区分	油加金額	補助金限度額	交付の制限
防災機購入事業	自主防災組織が防 災活動のために整 備する別表第1に 掲げる防災資機材 の購入、更新又は 修繕に要する費用 に3分の2を乗じ た額	基礎額10万円及び自主防災組織の加入世帯数(補助金を最初に申請する年度の4月1日の加入世帯数とする。ただし、4月1日時点で自主防災組織が設立されていない場合は、設立時の加入世帯数とする。)に1,000円を乗じた額	交付は、補助金限度額に達するまで可能とする。ただし、 最初に補助金の交付を受けた 年度から起算して5年度まで を交付が可能な期間とし、一 の年度における補助金の交付 回数は、一の自主防災組織に 対し1回限り
防倉置事	自主防災組織が防 災倉庫を整備する 場合に、その費用 に3分の2を乗じ た額	20万円	一の自主防災組織に対し1回 限り